

発議案第6号

東京電力福島第一原子力発電所におけるALPS処理水の海洋放出決定を撤回し、安全な処理・保管方法の確立を求める意見書について

地方自治法第99条の規定に基づき、政府関係機関に対し、東京電力福島第一原子力発電所におけるALPS処理水の海洋放出決定を撤回し、安全な処理・保管方法の確立を求める意見書を別紙のとおり提出するものとする。

令和3年9月28日提出

提出者 北上市議会総務常任委員会
委員長 菊池 勝

提案理由

東京電力福島第一原子力発電所におけるALPS処理水の海洋放出決定の撤回等を求めるため、政府関係機関に対し意見書を提出しようとするものである。

東京電力福島第一原子力発電所におけるALPS処理水の海洋放出決定
を撤回し、安全な処理・保管方法の確立を求める意見書

2021年4月13日、政府は東京電力福島第一原発事故に伴う「ALPS（多核種除去装置）処理水」を海洋放出する方針を決めました。今回の決定は、地元三陸の漁業者はもとより国民の強い反対や懸念があるなか、「関係者の理解なしにはいかなる処分を行わない」とする政府・東京電力と地元漁業者との約束を反故にしたものであり、極めて問題です。

「ALPS処理水」は、通常原発から放出されているトリチウム水とは異なり、トリチウムばかりではなくトリチウム以外の基準値を超える核種（魚や人の骨に蓄積されるストロンチウム90等）の存在が指摘されており、体内に取り込まれると「内部被ばく」する危険性について専門家が警鐘を鳴らしています。

このまま処理水の海洋放出が行われれば、三陸の漁業関係者にとって「死活問題」であり、漁業ばかりではなく、地域経済が大打撃を受けることは必至です。これまで10年にわたる東日本大震災・原発事故からの復興に向けた関係者の懸命な努力を、一瞬にして無にする愚かな行為です。

よって、政府と東京電力は、汚染水の海洋放出を拙速に行わず、まずは、正確な情報の提供とあわせて、「関係者の理解なしにはいかなる処分も行わない」とした関係者との約束を果たすことに全力を傾注するとともに、汚染水の安全な処理・管理方法を早急に確立するよう求めます。

以上、地方自治法第99条の規定に基づき意見書を提出します。

記

- 1 福島第一原発から発生するALPS処理水について、正確な情報を提供するとともに、関係者の了解のないまま海洋放出をしないこと。
- 2 ALPS処理水の安全な処分方法が決定するまで安全な貯槽保管とし、海洋放出をしないこと。

令和3年9月28日

岩手県北上市議会

（提出先）
衆議院議長

参議院議長

内閣総理大臣

農林水産大臣

経済産業大臣

環境大臣

復興大臣